

みずほベトナムニュース Vol.9

(2008年11月)



(ホーチミン港)

~~~~ 目次 ~~~~

1. 注目ニュース「2009年1月1日からの最低賃金」……………P2
2. ベトナム投資 Q&A ……………P4
3. 人事・労務「ベトナム人材育成法 ②ほめ方」……………P6
4. ベトナム法務「個人所得税法に関する新たな Decree の下での居住納税者」
……………P7
5. 工業団地便り「タンフォン工業団地」……………P9
6. ベトナムドン為替情報 ……………P10
7. 経済データ……………P12

1. 注目ニュース「2009年1月1日からの最低賃金」

執筆：みずほ銀行国際営業部

ベトナム政府は、10月13日、最低賃金の引き上げに関する議定第110/2008/ND-CP号及び議定第111/2008/ND-CP号を発表しました。この規定は日系企業にも大きく影響する重要な規定となります。

議定第111/2008/ND-CP号によれば、2009年1月1日から外資企業に適用される最低賃金は月額80万～100万ドン（約48～60ドル）から月額92万～120万ドン（約56～73米ドル）に引き上げられ、また地域区分は3地域から4地域に変更となりました。今回の改定では、外資企業における最低賃金上昇率は平均20%となっていますが、第3地域から第2地域に変更されたダナン市（全域）やハイフォン市中心部の最低賃金引き上げ率は35%（80万ドン⇨108万ドン）と極めて高くなっています（以下の表ご参照）。

<2009年1月1日から外資企業に適用される最低賃金の引き上げについて>

地域		最低賃金 (2009年1月1日～)
第1地域	ハノイ・ホーチミン市の区（中心部）及びハノイのハドン市 【タントゥアンEPZなど】	120万ドン (73\$)
第2地域	北部：ハノイ郊外一部（ザラム県・ドンアイン県・ソクソン県・ タインチー県・トゥオンティン県・ホアイドゥック県・ダ ンフォン県・タックタット県・クオックオアイ県・ソンテ イ市）、ハイフオンの中心部（トゥイグエン区・アン ズオン県）、クワンニン省のハロン市 【タンロンIZ、野村ハイフォンIZなど】 中部：ダナン市（全域） 南部：ホーチミン市郊外及びカントー市、ドンナイ省、バリア ブンタウ省、ビンズオン省の中心部 【AMATA、VSIPなど】	108万ドン (65\$)

第3地域	北部：ハノイの郊外一部(その他の県)、ハイフォン(その他の県)、 バックニン省、バックザン省、フンイエン省、ハイズオン省、ビンフック省、クワンニン省の主要地域 中部：ラムドン省(ダラット市・バオロク町) 南部：カインホア省(ニャチャン市、カムライン町)、テイニン省(チャンバン県)、ドンナイ省・ビンズオン省・カントー市のその他の県及びロンアン省の主要地域	95万ドン (58\$)
第4地域	その他の地域	92万ドン (56\$)

出所：ベトナム政府発表資料

上記の最低賃金は、通常の職場環境における非熟練工向けのものとされています。訓練を受けた労働者に、企業はこの最低賃金より7%以上高い賃金を支払うことが義務付けられています。

最低賃金引き上げの経緯

労務問題が少なかったベトナムでもこの数年ストが多発しています。2005年から2006年ごろはほとんどのストライキが南部(ドンナイ省、ビンズオン省、ホーチミン市など)における韓国、台湾系の外資企業(日系を除く)で発生していましたが、2007年から2008年にかけてストライキは北部にも広がり、日系企業でも起きています。労働省の統計によると、2007年通年のスト件数は541件でしたが、今年1月～8月にかけて既に650件に達しています。

1999年から2006年にかけてベトナムでは最低賃金の改定は一度も行われませんでした。この約2年半の間で今改定を含め3回も改定が行われています(次ページの表をご参照)。この背景にはここ数年ベトナムの物価が急速に高騰した結果、労働者が安定した生活を送れなくなってきたという事情があります。昨年、消費者物価指数(CPI)上昇率は12.6%と過去10年で最も高くなり、さらに2008年10月のCPI上昇率は前年同月比で27.9%となっています(ベトナム統計総局の発表)。労働者の生活水準が以前より低くなっているために、生活維持を理由とした20%以上の賃上げ要求も頻繁に見られます。

<外資企業に適用される最低賃金の過去の推移>

地域	1999年1月1日 ～2006年1月31日	2006年2月1日 ～2007年12月31日	2008年1月1日 ～2008年12月31日
ハノイ・ホーチミン市の区 (中心部)	62.6万ドン (\$45.0)	87.0万ドン (\$55.0)	100万ドン (\$60.0)
ハノイ・ホーチミン市の県 (郊外) とハイフオンの区 その他の地方都市	55.6万ドン (\$35.0)	79.0万ドン (\$50.0)	90.0万ドン (\$54.0)
その他の地域(ダナン含む)	48.7万ドン (\$31.0)	71.0万ドン (\$45.0)	80.0万ドン (\$48.0)

出所：ベトナム政府発表資料

今回の改定では、外資企業での引き上げ率は平均20%、ベトナム国内企業での引き上げ率は平均25%となっていますが、国内企業に適用される最低賃金は地域別でそれぞれ80万ドン、74万ドン、69万ドン、65万ドンと外資企業とは大きな差があります。ベトナム政府は、遅くとも2012年までに国内企業と外資企業の最低賃金の統一を目標としていますので、今後も引き続き最低賃金は引き上げられることが見込まれます。

2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問について Q&A 方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q：技能向上目的による企業の労働者研修派遣における留意点を教えてください。

労働契約により外国で従事するベトナム人に関する法律 Law 72/2006/QH11 によると、技能向上目的による企業の労働者研修派遣の際に、企業は以下に留意する必要があります。

A. 研修目的で労働者を海外に派遣する条件(労働契約により外国で従事するベトナム人に関する法律 Law 72/2006/QH11 の第34条に基づく)

労働者の技能向上目的により労働者を海外研修に派遣する企業は、下記の条件を満たさなければならない。

- ・労働者を海外での研修に派遣するには、海外の受入側と契約(以下、「研修労働者受入契約」という)を締結し、同契約書をベトナム権限機関にて登録しなければならない(下記の「C」を参照)。
- ・労働者と研修目的による労働者派遣であることを明記した契約書(以下、「派遣契約書」

という)を締結し、当該労働者との労働契約書を有すること。

- ・研修の目的は企業の活動目標に即したものでなければならない。
- ・研修労働者受入契約の履行における企業の委託証拠金の証明書(管理する商業銀行より発行)を有すること。

B. 研修労働者受入契約、派遣契約書、及び研修契約書

- ・研修労働者受入契約とは企業及び外国における研修労働者受入側間の合意書である。同文書は技能向上形式による研修労働者の提供及び受入に関し、双方の権利及び責務を規定するものである。研修労働者受入契約書はベトナム及び研修労働者受入国の法律を遵守すること。その主な内容は研修期間、研修者数、研修内容、研修場所、研修条件・環境、労働時間、給与・報酬等である。
- ・派遣契約書とは企業及び研修労働者間の合意書である。同文書は技能向上を目的とした労働者派遣に関し、双方の権利及び義務を規定するものである。
- ・また、労働者が外国で研修する間に、受入側と技能向上研修契約書（以下、「研修契約書」と呼ぶ）を作成する必要がある。研修契約書とは研修労働者及び受入側間の合意書である。同文書は研修期間における双方の権利及び責務を規定するものである。派遣契約書、研修契約書と研修労働者受入契約書の内容は矛盾がないことが求められる。

C. 研修労働者受入契約の登録に関して

研修労働者受入契約を登録する際は、下記の規定に従わなければならない。

- ・研修目的で労働者を 90 日間未満海外へ派遣する場合、企業は本社を管轄する労働傷病兵社会局にて登録すること。
- ・研修目的で労働者を 90 日間以上海外へ派遣する場合、企業は労働傷病兵社会省にて登録すること。

【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Ta Huong Ly (タ フォン リー) 日本語対応可

電話 +84 (04) 2200 334 E-mail : huong.ly@scs-vbp.com

3. 人事・労務 「ベトナム人材育成法 ②ほめ方」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となっています。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればいいのかについてご紹介します。

執筆：株式会社アクティブリッジ

ベトナム人へのマネージメント・コミュニケーションとして前回は「叱り方」をお話しました。ベトナム人を叱るときに一番大事なものは、自分なりのぶれない根拠を持つことです。彼らは、我々が思う以上に上司（リーダー）のことは見ています。ただ結果が出なかったから叱る、怒りの感情で叱る、昨日ほめたことを今日は叱る、そうしていると信頼関係は当然ですが急降下し、ほめても叱っても反応しなくなってきます。叱られる基準がよく分からないうえに、どうやったらほめられるのかも分からないとなれば、ただ何も言わず耐えるのが最も痛みの少ない選択ということになってきます。つまりどんどん無気力になってくるのです。そうなりますと会社の雰囲気、生産性は低下し、退職者、ストライキの増加にまで発展します。

絶対に覚えておかなければいけないのが、一度完全に失われた信頼を取り戻すことは不可能に近いということです。民族・文化・言語が違うのですから法律や税制以上に「上手な異文化コミュニケーション」、これこそ国際ビジネスの最大の難しさです。

今回は「褒め方」、またその他のマネージメント・コミュニケーションである「注意の仕方」、「答え方」、「受け止め方」のポイントをお話しさせていただきたいと思います。褒められることは自分の存在価値が肯定される、認められることです。ベトナム人が最も大切にしていることです。部下育成の手法の代表例として「短所は見ずに、長所を見て褒めて伸ばしてあげる」というのがありますが、お互いに手の内を理解している日本人同士であれば単純にそれで成果が上がるわけではありませんし、時には不条理の中でこそ育つ強さもあると思います。しかし言葉のニュアンス、文化的背景が違うベトナム人の場合は「褒めて伸ばす」という育成方は最も即効性があり効果が大きいと思います。とにかく自信を持たせることは非常に大切で、人によっては見違えるほど伸びる人も出てきます。ただ、褒める場合の注意点は、同時にルール徹底をすることです。褒められた⇒認められた⇒上司への確認をしなくなる⇒ルールを無視した自分勝手な行動⇒取り返しのつかない失敗というケースに発展する場合も時にはありますので褒めることとルール徹底はセットで考えなければいけません。

●褒め方

- ・期待することを、指示の段階で明確にしておく。
- ・結果だけでなく、過程での努力・工夫もよく見ておく。
- ・朝礼、ミーティングなど、他のメンバーがいるところでも褒める
- ・褒めた分だけ、ルールを徹底させる。

●注意の仕方

- ・まず行動に対し、何を考えてそうしたのかを確かめる。
- ・正しいやり方やその理由、重要性をきちんと説明する。
- ・作業をさせながら注意点とその理由を確認させ、最後は必ず励ます。

●答え方

- ・仕事上で、本人が調べたり考えることでできることは本人がするように仕向ける。
- ・相手が何を聞きたいのかをゆっくり丁寧に聞き返しながらかつつかむ。

●受け止め方

- ・相手に最後まで言いたいことを全部言わせる。
- ・途中で、こちらの先入観や評価で話の腰を折らない。
- ・解決すべきことと、説得すべきことを分けて考える。

【問い合わせ先】

株式会社アクティブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: info@actibridge.com

4. ベトナム法務

「個人所得税法に関する新たな Decree の下での居住納税者」

ベトナムでの事業展開にあたっては、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている数々の法務マターを掲載してまいります。

執筆：ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

個人所得税法 (The Law on Personal Income Tax) は 2007 年 11 月に制定され、2009 年 1 月 1 日から施行される。この法律は、所得税に関する初めての法律であり、従来の「高額所得者に対する所得税に関する布告 (Ordinance on Income Tax for High Income Earners)」に取って代わるものである。この新たな個人所得税法により、ベトナムでは初めて、同一の課税基準及び同一の税率が、市民権の有無に関わらず (ベトナム人、外国人に関わらず) 全ての納税者に対して適用されるようになる。

2008 年 9 月 8 日に、個人所得税法のいくつかの条項の実施について待望の Decree No. 100/2008/ND-CP (以下「Decree 100」) が政府により可決された。Decree 100 制定の目的は、個人所得税法の明確化にある。本稿では、Decree 100 が、個人所得税法における「居住」納税者という文言に関して何らかの明確化がなされているかについて概観する。

個人所得税法は、「居住」納税者と「非居住」納税者を区別している。Decree 100 によると、居住納税者の課税所得には、支払われた場所にかかわらず、ベトナム国内で発生した

所得及び国外で発生した所得の両方が含まれている。一方、非居住納税者に関しては、課税所得とは、支払われた場所にかかわらず、ベトナムで発生した所得のみを指す。

Decree 100 により定義される「居住」納税者とは、以下の者を指す。

- (i) 1年間に183日以上、又はベトナムに向けて出国した最初の日から連続する12ヵ月間で183日以上ベトナムの領域内にいる者、又は
- (ii) 下記の場合において、ベトナムに定まった居住場所を有する者
 - (a) 当該居住場所が居住法 (The Law on Residence) に基づいて定住場所として登録されている場合、又は
 - (b) 住宅法 (The Law on Residential Housing) に基づきベトナムに滞在するために賃借する住宅が、賃貸借契約上、課税計算年度内に90日以上賃貸期間を有するものである場合

Decree 100 の文言は、上記の下線部分を除いて個人所得税法の文言とほぼ同じである。

居住法がベトナム国民に適用されることからすると、上記(ii)(a)の背後にある意図は、海外に居住し働いているベトナム国民のうち、外国に移住して定住場所の登録を外した者を除く全ての者を「居住者」に含めることにある。複数の市民権を持っている Viet Kieu (海外移住したベトナム人の呼称) で、定住場所の登録が有効なままの者は、ベトナムと移住先の国との間の二重課税に関する条約で保護されていない限り、ベトナムと当該移住先の国の両方において居住者として納税しなければならない。

(ii)(b)に関しては、賃貸住宅の場合に、契約上本人名義で賃借しなければならないかについては、依然として不明確である。もし外国人の従業員が、雇用者名義の賃貸借契約でもってベトナムに滞在しているとしたら、その賃貸借が90日を超える場合に、その従業員は居住者とみなされるのであろうか？

さらに、90日間の期間とは、従業員が課税計算年度内に契約した全ての賃貸借を通算するのか、それとも単にある時点での賃貸借の期間を指すのかについても、不明確なままである。もし同一の従業員が90日未満の賃貸借契約を締結し、その後それを更新するか新たな賃貸借契約を締結するとしたら、ベトナムでの滞在期間が合計183日未満の場合に、その従業員は Decree 100 の範疇の居住者とみなされるのであろうか？

上記の疑問に対する答えは、今後出されるであろう法律指針において明らかにされることを期待したい。

【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

ホーチミン 森 +84(91)826 3708

シンガポール 丸茂 +65(96)171 561

5. 工業団地便り「タンフォン工業団地」

ベトナムでは北部と南部を中心に工業団地が次々と建設されています。工業団地によっては、全面的なサポートが得られる工業団地もあれば、インフラ面等での整備が自社で必要になってくるケースもあります。本コーナーでは、日系企業が入居可能な工業団地をシリーズでご案内する予定であり、今回は、タンフォン工業団地についてご紹介します。

執筆：ニュット・タイン・タン社

タンフォン (TAN HUONG) 工業団地は、ベトナム南部ティエンザン省における最大投資プロジェクトと言われており、工業団地建設・インフラ開発の民間会社であるニュット・タイン・タン (NHUT THANH TAN) 社により開発されています。

タンフォン工業団地は、2006年9月26日付けの首相決定第1517/TTg号をもとに開発されました。同工業団地は197.33haの面積があり、ティエンザン省チャウタイン県タンフォン町に位置しています。

タンフォンはホーチミン中心部から50km (国道1A号線)、ミトー (My Tho) 港から12kmと便利なロケーションです。しかも、ホーチミン市からミトーを経てカントーを結ぶ高速道路が完成すればタンフォン～ホーチミン市までの距離はわずか37kmになります。

これまで、アメリカ、ノルウェー、日本、韓国、タイ、中国、台湾、マレーシアをはじめ多くの外国企業が同工業団地の視察を行ってきました。現在、同工業団地へ進出済み外資系企業は、100%独資では6社あり、その他ベトナムとの合弁企業が7社あります。

名称	タンフォン (Tan Huong) 工業団地
場所	ティエンザン省チャウタイン県タンフォン町
開発面積	197.33ha (うち、工業用土地面積：118.72ha) 空き状況：60%
入居募集時期	2006年末から
地理的位置	ホーチミン市より西に50km (国道1A号線経由)
港湾へのアクセス	ミトー港：12km カイメップ・ティバイ港：195km (建設中、2009年一部完成予定)
空路へのアクセス	タンソンニャット国際空港：50km
廃水システム	排水処理システムあり (処理能力：10,000m ³ /日)
汚水処理費	0.325USD/m ³
給水	給水能力：15,000m ³ /日
水道料金	4,730VND/m ³ (0.27USD/m ³)
給電	国家電力網 (110KV/220KV)
電気料金	・通常時間 (04:00～18:00)：860 VND/Kwh (0.052 USD/Kwh) ・ピーク時 (18:00～22:00)：1,715 VND/Kwh (0.104 USD/Kwh) ・夜間 (22:00～04:00)：480 VND/Kwh (0.029 USD/Kwh)
通信	高速 ADSL を提供
土地賃貸料等	・33USD～45USD/m ² /48年 ・インフラメンテナンス費用：0.36USD/m ² /年 ・管理費：0.1USD/m ² /年
最小ロット	1ha

地盤	地耐力は 3t~5t/m ²
レンタル工場	なし
労働力	・ティエンザン省の人口は約 167 万人（うち、チャウタイン県人口は約 25 万人） ・70%の人口が 35 歳未満
賃金 (1月当たり)	・ワーカー： 最低賃金 92 万VND (約 56USD) ・事務職： 約 120USD ~ 170USD ・課長・会計主任： 約 200USD ~ 400USD ・エンジニア・技術者： 約 150USD ~ 300USD
進出外資系企業	・入居済み外資企業数： 100%独資 6社、合弁企業 7社 うち、日系企業 1社：HIGASHIMARU VIETNAM CO.,LTD (企業形態：100%独資；資本金：400 万ドル；事業内容：飼料の製造及び販売)。同社は 2008 年 2 月 23 日より稼動を開始。

(出所：NHUT THANH TAN CO.,LTD)

問い合わせ先

NHUT THANH TAN COMPANY LIMITED

Add: No.B9/29, Hamlet 2, Binh Chanh Commune, Binh Chanh Dist, Ho Chi Minh City

Tel: (+84-733) 937-229

Fax: (+84-733) 937-090

Website: <http://www.nhutthanhtan.com>

E-mail: lethanhnuthao@nhuthanhtan.com

(英語もしくはベトナム語)

6. ベトナムドン為替情報

本コーナーでは、ベトナムドンの為替レート動向についてご紹介します。

執筆：みずほコーポレート銀行ハノイ支店

10月前半は安定推移、第3週目からはドル高が進む

10月前半においては、輸出企業をサポートするために、ベトナム中央銀行が市中銀行から USD1=VND16,600 の水準で買取オペを実行する等、レート水準は比較的安定して推移した。10月前半のベトナム為替市場は、世界的な金融危機からまだ大きな影響を受けていない。

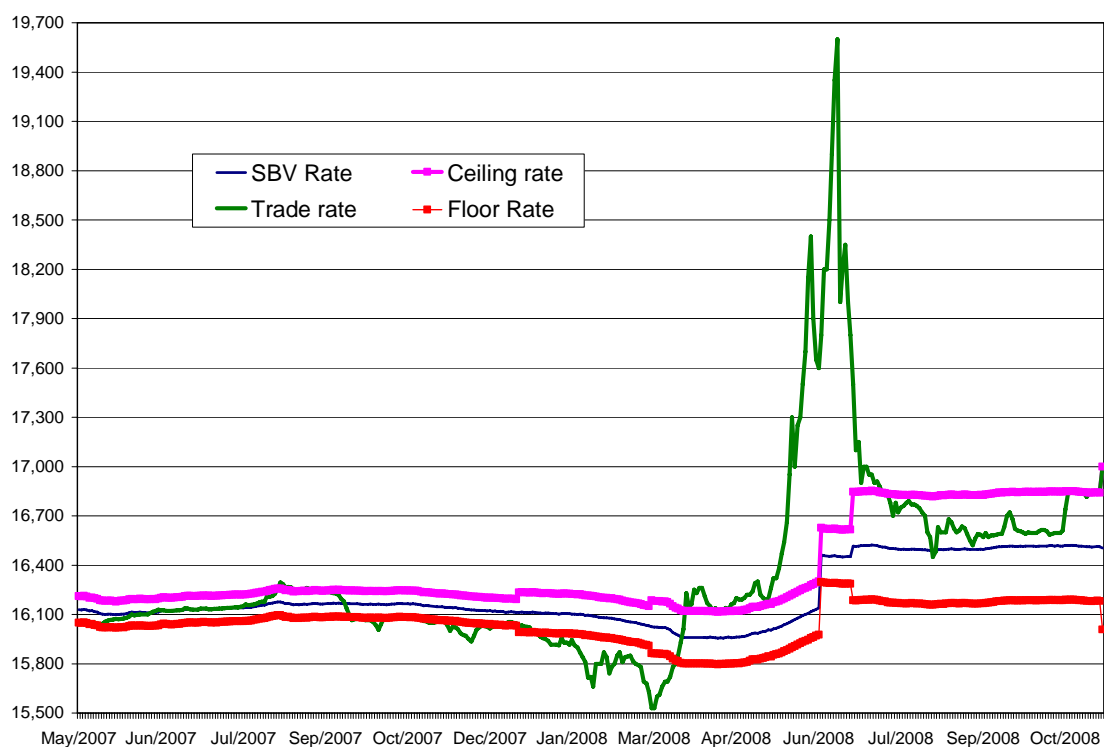
10月20日、中央銀行が Decision 2316/QD-NHNN、2318/QD-NHNN (※1) を公表し、高止まりしていた金利を少し下げる方向に動いた。年初来の高インフレ率を抑えるべく、これまで金利は高止まりしていたが、CPI が徐々に沈静化している (10月のCPIは、前月比で▲0.19%) ことから、今月に入り政策金利の舵取りを変更した。これらの Decision の下で、VND 基準レートが低くなったため、ドン安方向への展開が予想された。実際 10月の第3週目に入り、VND 安が進み、USD1=VND16,840 台で、10月22~24日においては、市中取引 USD/VND レートは、シーリング・レート (※2) 水準まで進んでいる。非公式 (ブラック) マーケットにおいては、レートは USD1=VND17,000 近くまで進んだ模様。VND 安となった要因は、①月末輸入決済に向けたドル買需要の増加②世界的な金融危機の影響で、輸出額の低下により外貨収入が減少③ベトナムへの株式投資をしていた外

国投資家が株式を売却し、資金逃避を図ったことなどがあげられている。こうしたドン安の状況は、しばらく続く可能性がある。

JPY/VND レートは、国際市場での円高の影響を受け、JPY1=VND180 を超える水準まで円が強くなっている。

VND 金利レートはこの1ヶ月低下し、オーバー・ナイト・レートは15%から10%前後の水準に低下してきている。

- ※ 1：10月20日付、ベトナム中央銀行が Decision 2316/QD-NHNN、2318/QD-NHNN を公表した。VND 金利・プライム・レートを14%から12%へ引き下げ、リファイナンス・レート、リディスカウント・レートを15%、13%から各々14%、12%へと引き下げた。
- ※ 2：中央銀行規定により、ベトナム中銀発表の USD-VND レート(SBV レート)の±2% (08年10月現在) のレンジで、市中銀行は為替の値付けが可能。



7. 経済データ

今月は、ベトナムの基礎データをお知らせいたします。

作成：みずほ総合研究所

	単位	2007年10月	2007年11月	2007年12月	2008年1月	2008年2月	2008年3月
CPI(前年同月比)	%	9.30	10.03	12.60	14.11	15.66	19.39
貿易 輸出	百万ドル	4,280	4,548	4,700	4,911	3,415	4,834
輸入	百万ドル	5,630	6,170	6,300	7,198	6,194	8,118
貿易収支	百万ドル	-1,350	-1,622	-1,600	-2,287	-2,779	-3,284
工業生産高	兆ドン	49.98	52.11	55.95	52.87	47.92	56.09
GDP 成長率	%	8.5			7.5		

	単位	2008年4月	2008年5月	2008年6月	2008年7月	2008年8月	2008年9月
CPI(前年同月比)	%	21.41	25.20	26.80	27.04	28.32	27.90
貿易 輸出	百万ドル	5,088	5,947	6,431	6,595	6,054	5,300
輸入	百万ドル	8,307	7,853	7,167	7,449	6,317	5,800
貿易収支	百万ドル	-3,219	-1,906	-736	-854	-263	-500
工業生産高	兆ドン	54.99	55.56	56.77	56.43	56.23	55.72
GDP 成長率	%	7.5			6.5		

数値は速報ベース。出所：ベトナム統計局など

みずほベトナムニュース バックナンバーのご案内

Vol. 1

特別企画「ベトナム計画投資省外国投資庁長官インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「日本企業にとってのベトナム人材の魅力と特徴」
ベトナム法務「合併と買収 (M&A) :30%、49%それとも100%?」
工業団地便り「第二タンロン工業団地 (TLIP II)」
ベトナムドン為替情報
経済データ
創刊にあたって

Vol. 2

特別企画「ベトナム労働組合 副組合長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人活性マネージメント術
①社内コミュニケーション編」
ベトナム法務「締切が迫る再登録法」
工業団地便り「ロンドゥック工業団地(南部)」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 3

特別企画「ハノイ市人民委員会 副人民委員長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人活性マネージメント術 ②採用編」
ベトナム法務「外国人労働者雇用上限比率3%の撤廃」
工業団地便り「ベトナム・シンガポール工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 4

特別企画「在ベトナム日本大使館・駐日ベトナム大使館
特命全権大使インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人活性マネージメント術 ③製造現場編」
ベトナム法務「ベトナムにおいて、外国通商会社による1つ以上の販売
業者 (Distributor) への輸入商品の販売が可能か」
工業団地便り「ミーフック工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ
重要ニュース「外貨借入規制について」

Vol. 5

特別企画「在ベトナム日本大使館・駐日ベトナム大使館
特命全権大使インタビュー (後編)」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の姓の豆知識～名前の知識は文化であり
礼儀である」
工業団地便り「野村ハイフォン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 6

特別企画「ホーチミン市人民委員会・商業局 副局長
計画投資局・投資合作協力所 副所長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動①」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人の住宅購入権利」
工業団地便り「アマタ・ベトナム工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 7

特別企画「ベトナム商工会議所ホーチミン支部
VO TAN THANH 会頭インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動②」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人労働者許可証(Work Permit)について」
工業団地便り「ドンバン2工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向

Vol. 8

特別企画 みずほベトナム勉強会「工業団地における人事・労務管理
～就業規則の作成を中心として～」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人材育成法 ①叱り方」
ベトナム法務「外資の人材派遣会社の解禁について」
工業団地便り「ニョンチャック3工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向